

龍ヶ崎地方家族会(ピア・かたつむり) 定例会のお知らせ

家族の中に精神障害の当事者を持つ父母やきょうだいが集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親戚だけが参加出来る会で、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。時には専門家を講師に迎えて医療や福祉制度についての勉強もします。事前の申し込みは不要ですので、初めて参加される方も気軽にお立ち寄りください。

▼日時 10月9日(土) 午後1時30分～3時30分

▼場所 河内町中央公民館(河内町長竿3693-2)

▼対象地区 利根町・龍ヶ崎市・稲敷市・河内町・つくば市・その他

▼主催 龍ヶ崎地方家族会(ピア・かたつむり)

▼問い合わせ先 龍ヶ崎地方家族会会長 長瀬 ☎090・5425・2236

行政書士無料相談会のお知らせ

事前予約不要です。

▼日時 10月10日(日) 午後1時～3時

▼場所 龍ヶ崎市商工会 2階

▼相談内容 相続、遺言、農地転用、入国管理各種許可申請手続ほか

▼相談員 龍ヶ崎市・利根町・河内町在住の行政書士数名

▼問い合わせ先 土井 ☎080・8717・2226

ハローワーク龍ヶ崎からのお知らせ

●「ハローワークトレーニング」を始めてみよう！
ハローワークトレーニングとは、就職に役立つ知識やスキルを習得できる公的な職業訓練制度です。働く意欲がある人であれば誰でも、この制度を原則無料で利用できます。訓練の受講場所は各地にあり、事務系の講座をはじめ、IT、建設、製造、介護など多様な分野の講座が開かれています。

また、資格取得ができる講座もあり、訓練を受講しながら一定の要件を満たせば、給付金や手当を受け取ることが出来ます。受講期間は、3カ月から6カ月が一般的で、訓練中も修了後も、ハローワークが受講者の就職をサポートします。

●**職業訓練受講給付金に特別措置を導入**
新型コロナウイルスの影響を受け休業を余儀なくされている方や、シフトが減少した方などが、働きながら訓練を受講しやすくするため、9月30日までの時限措置として、職業訓練受講給付金の収入要件と出席要件に特別措置を設けました。受講しやすくなった職業訓練を活用し、ステップアップを目指しましょう！

【特別措置の内容】
○収入要件の特別措置
月収入8万円以下 ↓ シフト制で働く方などは月収入12万円以下に引き上げ
○出席要件の緩和
働きながら訓練を受講する場合、出勤日をやむを得ない欠席とする
※「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護などによる欠席(訓練実施日の2割まで認められる)

▼相談・申し込み先 ハローワーク龍ヶ崎
コロナ対応ステップアップ相談窓口
☎0297・60・2727(43#)

その他

みずほ銀行の窓口納付が有料になります

令和4年10月1日から、みずほ銀行窓口での納付書(利根町発行)による税金・公金などの納付をする際に、手数料(660円/1件)がかかるようになります。

なお、口座引き落としでの納付については、今までどおり無料です。

※現在、窓口(ATM含む)納付が無料の金融機関等は、左記のとおりです。

常陽銀行/水郷つくば農協/ゆうちょ銀行(納期限内のみ・関東及び山梨県)/水戸信用金庫/東日本銀行/みずほ銀行(令和4年9月30日まで無料)/三井住友銀行(令和4年3月31日まで無料)/利根町役場会計課/コンビニエンスストア(納期限内のみ・各期30万円以下)

▼問い合わせ先 会計課 出納係 ☎68・2211(内線153)

公園の利用方法について

左記の事項を守ってご利用ください。

- ・公園内に粗大ゴミや家庭ゴミを捨てず、持ち帰りましょう。
- ・焚き火および花火は、火事の原因となりますのでやめましょう。
- ・近隣住民に配慮した利用方法を心がけましょう。
- ・新型コロナウイルス感染症が流行していますので、密集および密接するような利用はお控えください。
- ・他の方と譲りあって利用し、占用したい

令和3年社会生活基本調査について

総務省統計局(茨城県)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

社会生活調査
この調査は、国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、仕事や家事に費やされる時間、地域活動との関わりなど国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

今回の調査では、多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和の実現が求められている一方、情報通信機器の急速な普及や新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式も変化している中で、よりの確に国民の社会生活の実態を捉えることをねらいとしています。

調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて調査員が伺い、調査書類をお配りします。

なお、回答につきましては、紙の調査票への記入だけでなく、パソコンやスマートフォンなどを使ってインターネットで回答いただくこともできます。いつでも回答可能で便利なインターネット回答をぜひご利用ください。

調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

▼問い合わせ先 茨城県政策企画部統計課(人口労働担当) ☎029・301・2649



場合は、ご連絡ください。

・公園内施設は、大切に利用してください。

※公園施設内の破損を見かけた場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

▼問い合わせ先 まち未来創造課 都市整備係(公園担当) ☎68・2211(内線247)

稲敷広域消防本部からのお知らせ

救急車の適正利用をお願いします!!
稲敷広域消防本部管内の救急出動件数は年々増加傾向にあり、約半数が医師により軽症と診断されています。また、新型コロナウイルス感染症に伴う感染防止対策により、現場到着までの時間が遅れてきている現状があります。

救急車は大切な命を守る為、24時間いつでも出動できるよう準備していますが、同時に出勤できる台数や隊員は限られています。救急車を本当に必要としている住民に対して迅速・的確に出動できるように「救急車の適正利用」にご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先 稲敷広域消防本部 救急課 ☎0297・64・3846
http://www.inashiki-kouki.jp

取手警察署からのお知らせ

複数の防犯対策で愛車を守ろう!!
ハイブリッドカー・SUV・スポーツカー・国産高級車の被害が多発しています。ドアロックだけでは愛車を守れないのが実情です。警報器・パニ式ハンドルロックなどの複数の防犯対策を行いましょ。

▼問い合わせ先 取手警察署 生活安全課 ☎0297・77・0110

「第1回利根町学校跡地活用検討委員会」が開催されました

町では、町内の小学校が一つに統合されることに伴い現在の「文小学校」および「文間小学校」について、「利根町学校跡地活用検討委員会」を設置し、学校跡地の利活用に向けた検討をスタートしました。

この度、第1回目の会議が開催されましたので、お知らせいたします。会議の詳細、資料および議事録については、町公式ホームページで公開いたしますので、ご覧ください。



第1回利根町学校跡地活用検討委員会

▼開催日時 7月15日(木) 午後7時～8時45分

▼場所 役場1階 多目的ホール

▼会議内容
・委嘱状交付
・議事
(1)委員長・副委員長の選任について
(2)各学校施設概要について
(3)学校跡地利活用に関する法令等について
(4)利根町におけるこれまでの学校跡地活用について
(5)住民アンケートの実施について
(6)今後のスケジュールについて

今回の会議では、文小学校および文間小学校の学校施設の概要、学校跡地利活用に関する都市計画法などの概要、利根町におけるこれまでの学校跡地利活用の経緯(旧東文間小学校等)など、これから学校跡地利活用を考えたいくにあたり、前提として理解いただきたい内容について、事務局より説明を行いました。

その上で、より広く町民の皆さまのご意見を伺う手段として、住民アンケートの実施を事務局より提案し、承認されました。住民アンケートの内容などの詳細については、次回以降の会議で検討していきます。

なお、第2回目の会議は10月下旬開催予定です。

▼問い合わせ先・事務局
政策企画課地域振興係
☎68・2211(内線332)
Email: chiki@town.tone.lg.jp



COFFEEHOUSE
とと

スペシャルティコーヒーをサイフォン
2杯立てゆったりとした空間で飲める店

〒300-1604 利根町横須賀804-1
http://www.coffeetomtom.com/
☎0297-68-8154